

解説!

「平成22年度税制改正」

平成22年度税制改正大綱が、例年より一週間程遅い平成21年12月22日に公表され、税制改正の要綱として閣議決定された後、平成22年3月24日に参議院ですべて可決され、本年4月1日から施行されました。

今回の特集号では、税制改正の概要を説明し、特に影響が大きいと思われる一人オーナー課税制度の廃止、グループ法人税制の創設その他の重要項目について具体的に解説していきます。

税制改正の特徴

わが国経済は、人口減少と高齢化の同時進行、グローバル化や規制緩和の急速な進展に伴う競争の激化や非正規雇用の増大などにより、内外の経済・社会構造の激しい変化に直面しており、高い失業率や下落傾向にある物価水準など依然として国民生活をとり巻く情勢は厳しく、政府は大幅な税収減などの困難に直面しています。先行きも、雇用環境の悪化や円高、デフレ、財政悪化に伴う長期金利の上昇などの懸念材料が存在し、予断を許さない状況にあります。

このような中、民主党政権による初めての税制改正ということで、構造変化への対応・新たな国づくりや、政府への信頼の回復・国民不安の解消を旗印に、「公平」「透明」「納得」の原則の下、抜本的な改正項目が数多く盛り込まれました。

※本稿は、平成22年4月15日時点の情報に基づいております。
なお、一般的に重要性が高いものについて★印をつけています。★の数が多いほど重要性が高いと思われるので参考にしてください。

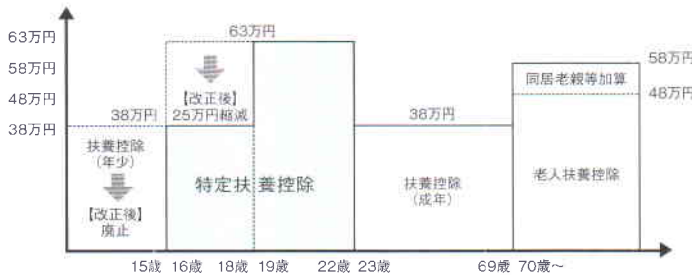
1 個人所得課税

(1) 扶養控除の見直し ☆☆☆

①「控除から手当へ」等の観点から子ども手当が創設されることを受け、年少扶養親族（扶養親族のうち、16歳未満の者）に係る扶養控除が廃止されました。

② 高校の授業料実質無償化に伴い、特定扶養親族（扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の者）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。

※右記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。



※個人住民税についても、同様の措置を講じられました。
(参考) 扶養控除(年少): 33万円→0円
特定扶養控除: 45万円→33万円

(2) 同居特別障害者加算の特例の改組 ☆

扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置）について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に

伴い、特別障害者控除の額に35万円を加算する措置に変更されました。
※右記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。

(3) 生命保険料控除の改組 ☆

新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額を4万円としたことで、各保険料控除の合計適用限度額が現行の10万円から12万円に引き上げられ、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等から適用されることになりました。

(4) 寄附金控除の適用下限額の引下げ ☆

所得税の寄附金の適用下限額が、次のように現行の5千円から2千円に引き下げられました。

寄附金控除額Ⅱ
その年中に支出した特定寄附金の合計額（総所得の40%相当額が限度）
12千円（改正前5千円）

2 法人課税

(1) 一人オーナー会社 課税制度の廃止 ☆☆☆

特殊支配同族会社（いわゆる一人オーナー会社）に係る業務主宰役員の役員給与のうち、給与所得控除相